



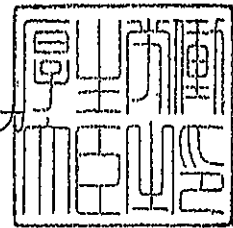
厚生労働省発食安第 1114002 号

平成 15 年 11 月 14 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 大



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項に基づき、平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701020 号により貴委員会に意見を求め、貴委員会から平成 15 年 9 月 11 日付け府食第 101 号により食品健康影響評価の結果の通知を受けたところである。

今般、これを受け、「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に関し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に基づく規格基準（別紙）を設定することとした。

については、本規格基準は、上記食品健康影響評価の結果に基づき設定されるものであることから、本規格基準に係る食品健康影響評価については食品安全基本法第 24 条第 1 項ただし書に規定される同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

(別紙)

食品衛生法第7条第1項及び第10条第1項に基づく規格基準(案)

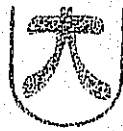
食品衛生法第7条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、以下のとおり基準を設定することが適当である。

1. BSE発生国の牛肉であって、消費者に販売されるものについては、せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)を除去しなければならない。
2. BSE発生国の牛のせき柱を原材料として使用して、食品、添加物又は器具若しくは容器包装を製造し、加工し、又は調理してはならない。
3. BSE発生国の牛肉からせき柱を除去する場合は、背根神経節による牛肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理しなければならない。
4. 経過措置については、添加物指定の取消しの際の最短の例に倣い、官報告示後、1か月をもって基準を適用することとする。

注) BSE発生国の牛肉及び牛由来の加工品については、食品衛生法第5条等により輸入禁止等の措置が講じられている。

(参考)

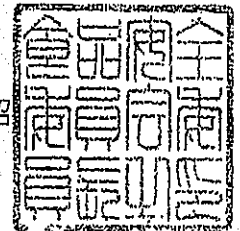
1. 部会における審議結果を受け、今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議・答申、官報掲載等、新たな規制の実施に向けた所要の手続きが進められることとなるが、規制の実施前であっても、BSE発生国のせき柱を使用したエキス及び骨油並びにこれらを使用した食品等、今回の基準の対象となる食品等の製造、加工、販売等を自粛することが望ましい。
2. 今回の規制については、と畜場における背根神経節の除去率が十分高くなる等、今後の技術の進展に応じて部会において審議することとする。



府食第323号
平成15年11月21日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

厚生労働省発食安第1114002号（平成15年11月14日付け）で貴省より当委員会に対し照会された事項について下記のとおり回答します。

記

標記通知により照会のあった「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく規格基準を設定することについては、平成15年9月11日付け府食第101号をもって食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に通知した食品健康影響評価の結果に基づいてなされるものであることから、当該規格基準の設定に係る食品健康影響評価については食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項ただし書に定める同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。